

亀山市公告第24号

亀山農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をいたしましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を縦覧に供する。

平成27年4月24日

亀山市長 櫻井 義之

縦覧場所

亀山市本丸町577番地 亀山市環境産業部農政室